

佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ設備投資
促進事業費補助金
Q & A

令和7年3月25日時点

佐賀県 産業労働部
産業グリーン化推進グループ



1. 補助金の申請

- 問1-1 本補助金は先着順ですか。
- 問1-2 要件を満たす申請であれば、必ず採択されますか。
- 問1-3 採択結果はいつ頃わかりますか。
- 問1-4 個人事業主は応募できますか。応募できる場合、提出が必要な書類はありますか。(令和7年3月25日更新)
- 問1-5 本補助金の全体の予算額はどのくらいですか。
- 問1-6 補助金の交付額に上限額はありますか。
- 問1-7 補助金の交付額に下限額はありますか。
- 問1-8 佐賀県内に本社を有する中小企業者ですが、設備は支店に導入したい場合も対象になりますか。
- 問1-9 県内の複数の事務所に設備を導入したい場合、それぞれ交付申請が必要でしょうか。
- 問1-10 応募手続きに提出が求められている「脱炭素経営状況調査票」について、算定ツールを利用している場合、システム画面の写しでもよいでしょうか。
- 問1-11 応募手続きで提出が求められている「脱炭素経営状況調査票」の(1)温室効果ガスの排出量は、今回補助金を活用して設備を導入する工場以外(他工場、支店等)の排出量も含めて報告する必要がありますか。(令和7年3月25日追加)
- 問1-12 応募手続きで提出が求められている「脱炭素経営状況調査票」の(2)脱炭素経営ロードマップは、今回補助金を活用して設備を導入する工場以外(他工場、支店等)の施策も含めて報告する必要がありますか。(令和7年3月25日追加)

2. 対象設備及び対象経費

- 問2-1 本補助事業の対象設備は「温室効果ガスの排出量削減が見込まれる設備」となっていますが、具体的にはどのようなものですか。
- 問2-2 複数種類の設備を組み合わせて申請することは可能ですか。
- 問2-3 補助対象経費の「温室効果ガスの排出量削減に有効なその他の経費」とは、具体的にどのようなものですか。
- 問2-4 既設の太陽光発電設備がある施設に増設する形で本補助事業により太陽光発電設備を設置することは認められますか。
- 問2-5 本補助金で導入する発電設備による発電電力を自己託送することはできます

か。

- 問 2—6 本補助事業における「オンサイト」とは、どういう意味ですか。
- 問 2—7 FIT や FIP は利用できますか。
- 問 2—8 余剰電力を売電することはできますか。
- 問 2—9 補助事業で導入した太陽光発電設備等による余剰売電などで相当の収益が発生した場合、収益納付額はどのように考えたらいいですか。
- 問 2—10 既設の太陽光発電設備等がある場合、蓄電池のみの申請はできますか。

3. 発注・契約・資金調達・支払い

- 問 3—1 対象設備について、県内企業で取り扱っているところが見つかりませんでした。この場合、県外企業から調達としても問題ないでしょうか。
- 問 3—2 補助事業を行う上で、補助対象外経費を含んだ形で契約をすることは可能ですか。

1. 補助金の申請

問1-1 本補助金は先着順ですか。

問1-2 要件を満たす申請であれば、必ず採択されますか。

(答) 本事業は、先着順ではありません。審査員による審査を経て補助対象となる事業計画を採択内定します。公募要領 P11「2 審査について」に記載の基準を熟読し、適切な応募書類の作成に心掛けてください。

問1-3 採択結果はいつ頃わかりますか。

(答) 4月下旬～5月上旬の想定です。

問1-4 個人事業主は応募できますか。応募できる場合、提出が必要な書類はありますか。

(答) 個人事業主も補助金交付要綱の補助対象者に該当すれば、本補助金の応募者になることができます。応募時に提出が必要な書類については、公募要領 P9 を参照してください。(令和7年3月25日更新)

問1-5 本補助金の全体の予算額はどのくらいですか。

(答) 2,000万円です。

問1-6 補助金の交付額に上限額はありますか。

(答) 補助金の交付額は1事業者につき、1,000万円が上限となります。

問1-7 補助金の交付額に下限額はありますか。

(答) 事業費(補助対象経費(税抜))が1,000万円以上である必要があります。本補助金は、審査結果(合計得点等)に基づき、順位を付し、予算の範囲内において応募された事業計画に対して、採択内定を行うため、予算の状況によっては、補助率が1/2以下となる場合もございますので、御了承ください。(その場合は、事務局より交付決定以前に打診させていただきます。)

問1-8 佐賀県内に本社を有する中小企業者ですが、設備は支店に導入したい場合も対象になりますか。

(答) 佐賀県内に本店又は本社を有する中小企業者が、~~佐賀県内の別の支店に設備を導入する場合は対象となります~~本社とは場所が異なる事業所(支店)等に導入する場合も対象です。ただし、佐賀県内の事業所(支店)等であることを優先します。(令和7年3月25日更新)

問1-9 県内の複数の事務所に設備を導入したい場合、それぞれ交付申請が必要でしょうか。

(答) 県内の複数の拠点に設備を導入したい場合でも、交付申請は、同一企業につき1申請としてください。つまり、複数拠点に導入しても、補助上限額(1,000万円)等は変わりません。

問1-10 応募手続きに提出が求められている「脱炭素経営状況調査票」について、算定ツールを利用している場合、システム画面の写しでもよいでしょうか。

(答) システムから数値を転記する等して、指定の様式にて回答をお願いします。

問1-11 応募手続きで提出が求められている「脱炭素経営状況調査票」の(1)温室効果ガスの排出量は、今回補助金を活用して設備を導入する工場以外(他工場、支店等)の排出量も含めて報告する必要がありますか。

問1-12 応募手続きで提出が求められている「脱炭素経営状況調査票」の(2)脱炭素経営ロードマップは、今回補助金を活用して設備を導入する工場以外(他工場、支店等)の施策も含めて報告する必要がありますか。

(答) 温室効果ガス排出量の算定・報告における国際的な基準であるGHGプロトコルでは、排出量の算定を法人単位ではなく、グループ単位で行うことを求めており、本来は法人全体の排出量を算定することが望ましいです。しかし、本補助金の公募期間が約1ヶ月と短く、複数拠点での算定が困難な場合が想定されるため、補助金を活用して設備を導入する工場や支店のみの報告でも構いません。

ロードマップの作成も同様に、補助金を活用して設備を導入する工場や支店分のみの報告でも構いません。(令和7年3月25日追加)

2. 対象設備及び対象経費

問2-1 本補助事業の対象設備は「温室効果ガスの排出量削減が見込まれる設備」となっていますが、具体的にはどのようなものですか。

(答) 温室効果ガスの排出量削減が見込まれる設備であれば、対象となります。

(例)

- 省エネ設備
 - ◇ 経済産業省資源エネルギー庁所管「省エネルギー投資促進支援事業費補助金(Ⅲ)設備単位型」において補助対象設備として登録、公表されている設備
 - ◇ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第149条第1項に基づく、いわゆるトップランナー制度において定められた省エネ基準達成率が100%以上の設備
 - ◇ 地中熱設備等

- 再生可能エネルギー利用設備(自家消費かつオンサイトに限る。)
 - ◇ 太陽光発電設備
 - ◇ 蓄電池
 - ◇ 小型風力発電設備
 - ◇ 太陽熱利用設備等

- その他
 - ◇ ボイラの配管見直し、保温に必要となる設備
 - ◇ 倉庫の断熱等

問2-2 複数種類の設備を組み合わせて申請することは可能ですか。

(答) 補助対象設備であれば、複数の組み合わせで申請をすることは可能です。

問2-3 補助対象経費の「温室効果ガスの排出量削減に有効なその他の経費」とは、具体的にどのようなものですか。

(答) 以下のようなものが考えられます。

- ソフトウェアに係る経費
 - 空調冷媒の見直し
- 等

問2-4 既設の太陽光発電設備がある施設に増設する形で本補助事業により太陽光発電設備を設置することは認められますか。

(答) 本補助事業で導入する太陽光発電設備による発電電力を対象施設で自家消費することができ、本補助事業での導入量が適切であれば、補助対象となります。

問2-5 本補助金で導入する発電設備による発電電力を自己託送することはできますか。

(答) 一般電気事業者が維持、運用する送配電ネットワークを介して自己託送する場合は、本補助金の対象外となります。

問2-6 本補助事業における「オンサイト」とは、どういう意味ですか。

(答) 補助対象施設を設置した同一敷地内で電力を消費又は蓄電することです。

ただし、例えば、対象施設の屋根などに太陽光パネルを設置するスペースがなく、隣接する土地などに太陽光パネルを設置し、電気事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介さず（自己託送はせず）に自営線を付設（又は施設）して、対象施設に電力を供給する場合は補助の対象になりますので、申請をする前にご相談ください。

問2-7 FIT や FIP は利用できますか。

(答) 本補助金は、自家消費型の再生可能エネルギー発電設備等を補助対象としています。

そのため、本補助事業で導入する太陽光発電設備で発電した電力は余剰電力を含め、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT（固定価格買取制度）又はFIP（市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度）により売電することはできません。

問2-8 余剰電力を売電することはできますか。

(答) 施設の休業日などにやむを得ず生じる余剰電力については、売電することも可能です。

ただし、その場合でも、蓄電池を導入するなどして、できる限り本補助事業で導入する発電電力の自家消費率を上げるようにしてください。

また、売電により得られる収入金額は、本事業で導入した設備等の維持管理費用等に充てるとともに、毎月の売電量、売電収入、収入金額の用途を管理するための帳簿を作成するなどして、補助事業の完了後5年間、適切に管理してください。

なお、FIT や FIP により売電することはできないため、余剰電力を売電する場合は電気事業者との個別契約において価格などを決定してください。

問2-9 補助事業で導入した太陽光発電設備等による余剰売電などで相当の収益が発生した場合、収益納付額はどのように考えたらいいですか。

(答) 本補助事業で導入した再生可能エネルギー発電設備による余剰売電などで相当の収

益（※1）が発生した場合、補助事業の完了後5年間について、以下の計算式で算出した結果によって、収益分を県に納付していただく場合があります。そのため、余剰売電などの収益が発生する場合は県に報告いただくとともに、毎月の売電量や売電収入などに係る帳簿などを適切に管理してください。

計算式：収益納付額（※2）＝（A－B）×（C／D）－E

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※1 相当の収益が生じた場合とは、A（収益額）－B（控除額（補助対象経費））>0となる場合をいいます。

※2 収益納付額は、収益納付額の累計がC（補助金確定額）を超えない範囲で行います。

問2－10 既設の太陽光発電設備等がある場合、蓄電池のみの申請はできますか。

（答）既に、自家消費に使用している太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備を設置している場合、蓄電池のみの申請も可能ですが、審査基準に沿って審査を行いますので、御了承ください。

3. 発注・契約・資金調達・支払い

問3-1 対象設備について、県内企業で取り扱っているところが見つかりませんでした。

この場合、県外企業から調達としても問題ないでしょうか。

(答) 佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年(2012年)10月9日付け)に基づき、県内中小企業者から調達できるよう努める必要がありますが、もし県内企業からの調達が難しい場合は、県外の事業者から調達することは可能です。その場合、当該要領で定める理由書を提出してください。(令和7年3月25日更新)

問3-2 補助事業を行う上で、補助対象外経費を含んだ形で契約をすることは可能ですか。

(答) 補助事業を行う上で、補助対象外経費を含んだ形で契約をすることは可能です。ただし、申請をする場合は、補助対象経費と補助対象外経費を明確に分けて申請をする必要があります。